

おめでとーいございます

叙勲・褒章

各分野で活躍された方々が受章されました

春の叙勲

瑞宝小綬章を受章



松井 雅雄氏
(小貝戸)

松井氏は、埼玉県職員および上福岡市助役として、地方自治の振興に尽力されました。また、平成13年4月から伊奈町助役として、町政の発展に多大な貢献をされました。

春の褒章

黄綬褒章を受章



石原 詔二氏
(小針内宿)

黄綬褒章は、多年にわたり業務に精励し衆民の模範となる方で、社会事業、公共的な業務に長年従事し功績顕著な方に授与されます。
今回の石原氏の受章は、長年にわたる弁理士としての活躍が認められたものです。

危険業務従事者叙勲

瑞宝単光章を次の5名の「消防」方々が受章されました。

この勲章は、警察官や自衛官、消防士など著しく危険性の高い業務に従事し、社会に貢献された方に授与されます。

「警察」



石井 昭一氏
(柴中荻)



逸見 松永氏
(大針)



柿島 武雄氏
(栄北)



佐々木 米三氏
(志久)



田中 昇氏
(栄北)

知っておきたい 検察審査会

検察審査員に選ばれたら御協力を

さいたま検察審査会事務局
(さいたま地方裁判所内)

048 863 4111

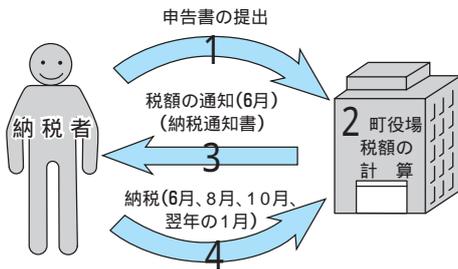
犯罪の被害にあったのに、検察官がその事件を裁判にかけてくれない。どうも納得できない。このような人のために、検察官のした処分が正しかったかどうかを審査する機関として「検察審査会」があります。選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が審査をします。
あなたも審査員に選ばれることがあるかもしれません。審査員に選ばれたときには、この仕事に御協力をお願いします。
なお、検察審査会に対する申立てには、費用はかかりません。秘密は固く守られます。

納税の方法

住民税（町・県民税）の納税は、普通徴収と特別徴収の2つの方法があり、いずれかで納税していただくことになっています。

普通徴収（個人納付）

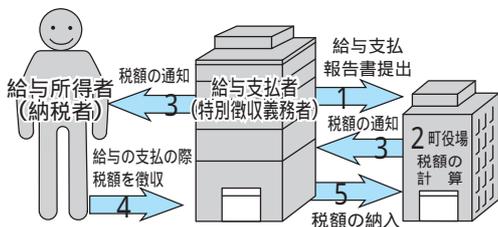
町から通知される納税通知書により、平成17年度は、6月、8月、10月、翌年の1月の4回の納期で直接納付していただく方法です。



特別徴収（給与天引き）

町から給与支払者（会社）を通して税額通知書が通知され、給与支払者（会社）が毎月給与を支払う際、給与からその月の税金を天引きして翌月の10日までに町に納入する方法です。なお、平成17年度の徴収は、6月から翌年の5月までの12か月となっています。

また、年の途中で退職された方は、未徴収月分が普通徴収（個人納付）に切り替わります。



定率による税額控除

今年度も、定率による税額控除が実施されます。定率による税額控除額は、所得割額の15%相当額となります。ただし、15%相当額が4万円を超える場合は、4万円が限度となります。

☎ 税務課 町民税係 ☎ 2 1 5 2

6月の納税 町・県民税（1期）

平成17年度住民税の算出方法は

平成17年度の住民税（町・県民税）の納税通知書は今月送付しますが、その算出方法は次のとおりです。

住民税の計算のしかた **住民税額** = 所得割額 + 均等割額

住民税が算出されるまでの具体例

設例 家族構成 夫婦子ども2人（妻子は所得なし、子のうち1人は17歳）

平成16年中の収支

収入	5,340,000円
必要経費	1,845,000円
国民健康保険の支払額	420,000円
生命保険の支払額	100,000円

所得金額（収入 - 必要経費）
5,340,000円 - 1,845,000円 = 3,495,000円...①
(収入が給与の場合は、簡易給与所得表により求めます。)

所得控除

社会保険料控除	420,000円
生命保険料控除	35,000円
配偶者控除	330,000円
扶養控除(33万円×1人)	330,000円
特定扶養控除(45万円×1人)	450,000円
基礎控除	330,000円
計	1,895,000円...②

今年度分から控除対象配偶者については、配偶者特別控除の適用が廃止されました。なお、住民税における所得控除額は、所得税の所得控除額とは異なります。

課税所得金額 (A - B)
3,495,000円 - 1,895,000円 = 1,600,000円...C

所得割額 C × 税率

県民税	1,600,000円 × 2% = 32,000円...D
町民税	1,600,000円 × 3% = 48,000円...E

今年度も住民税については、次の額を控除します。

定率控除額 ((D + E) × 0.15)
(32,000円 + 48,000円) × 0.15 = 12,000円...F

県民税 (D + F) × ① 4,800円...G
町民税 (E - G) 7,200円...H

定率控除後の所得割額

県民税 (D - G)	27,200円...I
町民税 (E - H)	40,800円...J

①②の計算において、100円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てます。

均等割

県民税	1,000円...K
町民税	3,000円...L

夫と生計を一にする妻に対する均等割については、今年度は2分の1の額(町民税・県民税合わせて2,000円)が課税されます。

住民税額

(I + J)	所得割	27,200円 + 40,800円 = 68,000円
(K + L)	均等割	1,000円 + 3,000円 = 4,000円
	合計	72,000円

所得割の税率

市 町 村 民 税		
課税所得の段階	標準税率	(参考)速算控除額
200万円以下の金額	3%	
200万円を超え700万円以下	8%	100,000円
700万円を超える金額	10%	240,000円
道 府 県 民 税		
課税所得の段階	標準税率	(参考)速算控除額
700万円以下の金額	2%	
700万円を超える金額	3%	70,000円

(注)課税所得とは、総所得金額から基礎控除、扶養控除などの所得控除の額を控除した金額。

家を新築・増築された方 家屋調査にご協力ください

新築、増築した家屋については、建築材料、床面積などを調査して、固定資産税の算出基礎となる評価額を決定します。該当するお宅には、税務課職員が随時調査に伺いますので、ご協力をお願いします。また、家屋の全部あるいは一部を取り壊したときは、町に連絡をお願いします。



☎税務課 固定資産税係 ☎ 2 1 5 4